

## 職員給与の状況

壮警町職員は、町民生活にかかわる各方面で、さまざまな仕事に携わっております。これらの職員には、従事する職務の内容に応じて給与が支給されています。今月号では、そのあらましを紹介します。

町職員の給与は、その職務と責任に応じて支給される給料と、扶養・住居手当などの諸手当から構成され、「一般職の職員の給与に関する条例」に基づき町議会の議決を経て支給されます。

なお、北海道のホームページからは全道の市町村の給与等の状況を閲覧でき、壮警町の状況と比較することができますので、ぜひご覧ください。

(北海道ホームページアドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/scs/kyuuyo/>)

### ■人件費の状況(平成28年度一般会計決算)

(平成29年3月31日現在)

住民基本台帳人口	歳出決算額	人件費	人件費率
2,614人	4,093,290千円	691,163千円	16.89%

※人件費は、特別職及び議会議員等非常勤特別職の給料・報酬などを含みます。

### ■一般職職員給与の状況(平成29年度一般会計予算)

(平成29年4月1日現在)

職員数	給与				1人当り 給与費
	給料	期末・勤勉手当	その他の手当	計	
80人	299,019千円	126,680千円	55,256千円	480,955千円	6,012千円

※給与費は、特別職等の給与を含みません。

※職員数は、平成29年度予算算定時の見込みの人数(平成29年4月1日現在の実職員数は81人)

### ■一般行政職の平均給料月額等の状況

(平成29年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢	経験年数別平均給料月額		
			10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
大学卒	318,700円	41歳 7月	247,800円	313,200円	366,100円
高校卒	290,900円	40歳 8月			

※経験年数とは、学校卒業後直ちに町職員として採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいい、採用前に民間などの経歴がある場合は、その経験を加えた年数をいいます。

### ■一般行政職の初任給の状況

(平成29年4月1日現在)

区分	国		壮警町	
	初任給	2年経過日	初任給	2年経過日
大学卒	178,200円	191,700円	国に同じ	
高校卒	146,100円	155,800円		

### ■期末勤勉手当の支給割合

(平成29年4月1日現在)

区分	国				壮警町
	6月期	12月期	計	加算措置	
6月期	期末 1.225月分	勤勉 0.85月分	国に同じ		
12月期	期末 1.375月分	勤勉 0.85月分			
計	期末 2.6月分	勤勉 1.7月分			
加算措置	職務の段階、級等による加算措置あり				

### ■退職手当の支給率

(平成29年4月1日現在)

区分	国		壮警町	
	自己都合	勸奨退職	自己都合	勸奨退職
勤続20年	20.445月分	27.405月分	国に同じ	
勤続25年	29.145月分	34.5825月分		
勤続35年	41.325月分	49.59月分		
最高限度額	49.59月分	49.59月分		

■特別職の給料月額などの状況

(各年4月1日現在)単位:千円

区 分	平29	平28	平27	平26	平25	区 分	平29	平28	平27	平26	平25
町 長	720	720	690	690	690	議 長	270	270	256	256	256
副町長	600	600	570	570	570	副議長	215	215	204	204	204
教育長	540	540	500	500	500	委員長	195	195	185	185	185
						議員	179	179	170	170	170
期末手当	H25～H26 6月期 1.9月分					12月期 2.2月分	合 計	4.1月分			
	H27～H28 6月期 2.025月分					12月期 2.175月分	合 計	4.2月分			
	H29 6月期 2.075月分					12月期 2.225月分	合 計	4.3月分			
	(H17～H27まで一般職と同様に加算措置凍結、H28より廃止)										

※町長、副町長の給料月額は平成12年度以降(教育長は平成16年度以降)、議会議員の報酬月額は平成17年度以降それぞれ平成27年度まで削減しております。

■部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数					対前年増減数			
		平29	平28	平27	平26	平25	平29	平28	平27	平26
町 長 部 局	総 務 課	13	7	6	6	6	6	1		
	総務課付(北海道へ派遣)		1				△ 1	1		
	総務課付(西いぶり広域連合へ派遣)				1	1			△ 1	
	税 務 会 計 課	5					5			
	企 画 調 整 課		4	5	4	4	△ 4	△ 1	1	
	税 務 財 政 課		6	6	6	6	△ 6			
	住 民 福 祉 課	13	14	15	16	15	△ 1	△ 1	△ 1	1
	保 育 所	8	8	8	8	10				△ 2
	経 済 環 境 課	6	6	7	6	5		△ 1	1	1
	商 工 観 光 課	3	3	3	3	3				
	建 設 課	8	8	9	9	8		△ 1		1
	会 計 課		2	2	2	2	△ 2			
小 計	56	59	61	61	60	△ 3	△ 2	0	1	
議 会 事 務 局		1	1	1	1					
農 業 委 員 会 事 務 局		1	1	1	1					
監 査 委 員 会 事 務 局		1	1	1	1					
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局			1	1	1		△ 1			
教 育 委 員 会 事 務 局		10	11	11	12	12	△ 1		△ 1	
壮 警 高 校 職 員 ( 校 長 及 び 教 員 )		12	12	12	12	11				1
総 合 計		81	85	88	89	87	△ 4	△ 3	△ 1	2